



平成 28 年 11 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社学研ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 宮原 博昭  
(コード番号 9470 東証第 1 部)  
問合せ先 法務・SR 室長 矢部智一郎  
(TEL 03 (6431) 1064)

## 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、単元株式数の変更、及び平成 28 年 12 月 22 日開催予定の第 71 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます）に株式併合について付議することを、本日開催の取締役会において決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、単元株式数の変更及び株式併合の実施に伴い、それらの効力発生日をもちまして当社定款一部を変更いたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 変更の理由

東京証券取引所をはじめとする全国の証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、投資家の皆様の利便性を向上させるため、国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一するための取組みを進めております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました（以下「本単元株式数変更」といいます）。

##### (2) 変更の内容

平成 29 年 4 月 1 日をもちまして、当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 変更の条件

本定時株主総会において、下記「2. 株式併合」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

東京証券取引所は、個人投資家の皆様が投資しやすい環境を整備するために、望ましい投資単位として 5 万円以上 50 万円未満という水準を明示し、上場企業に対して、望ましい投資単位の水準への移行及び維持に努めるよう要請しております。

当社は、この東京証券取引所の意向を尊重し、本単元株式数変更にあたり、株主・投資家の皆様の現在の投資単位の水準を維持すべく、当社普通株式の株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施するものであります（以下「本株式併合」といいます）。



(2) 株式併合の内容

①併合する株式の種類 普通株式

②併合の方法・比率

平成29年4月1日をもちまして、平成29年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主様のご所有株式10株につき1株の割合で併合いたします。

③株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成28年9月30日現在）	105,958,085株
株式併合により減少する株式数	95,362,277株
株式併合後の発行済株式総数	10,595,808株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、本株式併合の前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

④株式併合による影響等

本株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなりますが、純資産等は変動いたしませんので、1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めにより、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、ご所有の端数の割合に応じて配分いたします。

3. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

本単元株式数の変更及び本株式併合に伴うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第7条 当社の発行可能株式総数は、 <u>399,164,000</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第7条 当社の発行可能株式総数は、 <u>39,916,400</u> 株とする。
(単元株式数) 第9条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	(単元株式数) 第9条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。

(3) 定款一部変更の効力発生日

本単元株式数の変更及び本株式併合の効力発生日である平成29年4月1日をもちまして変更いたします。

4. 株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更の日程

(1) 取締役会決議日 平成28年11月14日

(2) 本定時株主総会決議日 平成28年12月22日(予定)

(3) 本株式併合の効力発生日 平成29年4月1日(予定)※

(4) 本単元株式数変更の効力発生日 平成29年4月1日(予定)※

(5) 定款一部変更の効力発生日 平成29年4月1日(予定)

※上記のとおり、本株式併合及び本単元株式数変更の効力発生日は、平成29年4月1日ですが、株式売買後の振替手続の関係で、東京証券取引所における売買単位が1,000株から100株に変更される日は平成29年3月29日となります。

以上

【ご参考】 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q&A

Q 1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

- A. 単元株式数の変更とは、株主総会での議決権の単位及び証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。  
 今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2 株式併合とはどのようなことですか。

- A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。  
 今回当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

Q 3 単元株式数の変更の理由と株式併合の目的を教えてください。

- A. 東京証券取引所をはじめとする全国の証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、投資家をはじめとする市場利用者の利便性を向上させ、日本の証券市場の国際競争力の向上などを目指して、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目標としています。  
 当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、証券取引所が望ましいとしている投資単位（5 万円以上 50 万円未満）の水準にするとともに、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持すべく、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施いたします。

Q 4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

- A. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様のご所有の当社株式数は株式併合前の 10 分の 1 となりますが、逆に 1 株当たりの純資産額は株式併合前の 10 倍となるからです。  
 また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の 10 倍となります。

【株式併合前後での株式数・資産価値のイメージ（株式市場の動向等の他の要因を除く）】

株式併合前			⇒	株式併合後		
株式数	1株当たり 純資産額	資産価値		株式数	1株当たり 純資産額	資産価値
1,000 株	300 円	300,000 円		100 株	3,000 円	300,000 円

Q 5 株主の所有株式や議決権はどのようになるのでしょうか。

- A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 28 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。  
 また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。  
 具体的には、株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は次のとおりとなります。

効力発生前			効力発生後				
	所有株式数	議決権数		所有株式数	議決権数	端数株式相当分	
例1	2,000株	2個	➡	例1	200株	2個	なし
例2	1,200株	1個		例2	120株	1個	なし
例3	555株	なし		例3	55株	なし	0.5株
例4	7株	なし		例4	なし	なし	0.7株

- ・例2及び例3では単元未満株式（効力発生後において、例2は20株、例3は55株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取り制度がご利用できます。
- ・例3及び例4において発生する端数株式相当分（例3は0.5株、例4は0.7株）につきましては、当社が一括して売却処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。
- ・例4においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主様としての地位は失われます。何とぞ、ご理解を賜りたいと存じます。

**Q 6 端数株式が生じないようにする方法はありますか。**

A. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取り制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。

具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

**Q 7 株式併合後も単元未満株式が生じます。買取りをしてもらえますか。**

A. 株式併合後においても、単元未満株式の買取り制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

**Q 8 株主は何か手続きをしなければならないのですか。**

A. 特に必要なお手続きはございません。

**Q 9 配当金や株主優待制度はどうなるのでしょうか。**

A. 単元株式数の変更、株式併合の効力が発生した後の配当金や株主優待制度の内容の詳細につきましては、後日改めてお知らせいたします。

**【お問い合わせ先】**

単元株式数の変更及び株式併合に関しご不明な点は、お取引のある証券会社又は下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号  
 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
 電話 0120-232-711（通話料無料）  
 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

以上